

T d e x +システム移行に伴う先物取引制度の一部改正について

平成22年 9月24日

株式会社東京証券取引所

項目	内容	備考
<p>I. 趣旨</p> <p>II. 概要</p> <p>1. T d e x +システムへの移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現在、当取引所の先物取引市場には、各種の指数先物取引及び国債証券先物取引（以下「先物取引」といいます。）が上場しておりますが、一部の商品を除き、海外の類似商品と比較して必ずしも流動性が十分といえる状況ではありません。一方、我が国の株式市場及び国債市場の市場規模を勘案すると、今後拡大の余地があるものと考えられます。 • こうした状況を受けて、投資者の更なる利便性向上を図る観点から、マーケットメイカー制度の導入や限月間スプレッド取引におけるインプライド機能の導入など先物取引に係る取引制度の一部見直しを行い、当取引所の先物取引市場の流動性拡大を図ることとします。 • また、これらの制度を実現するため、先物取引を現在当取引所のオプション取引に利用しているT d e x +システムによる取引に移行することとします。 • なお、先物取引制度の見直しに伴い、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引（以下「オプション取引」といいます。）の取引制度も一部見直しを行います。 <ul style="list-style-type: none"> • 現在、派生売買システムにより取引が行われている先物取引について、T d e x +システムによる取引に移行します。 	<ul style="list-style-type: none"> • T d e x +システムとは、NYSE Euronextグループ傘下のNYSE Liffeで長年利用実績のある取引システムL I F F E C O N N E C T®をベースに開発された世界標準の性能・機能を有した取引システムです。 • オプション取引については、平成21年10月5日よりT d e x +システムにて取引が行われています。

項目	内容	備考
<p>2. 取引制度の見直し</p> <p>(1) 立会時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 以下のとおり、先物取引の取引制度の改正を行います。 • 立会時間は、先物取引の種類ごとに次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 国債証券先物取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前立会 <ul style="list-style-type: none"> イ 午前8時45分に板寄せ方式による取引を行い、午前11時までザラバ方式による取引を継続します。 ロ その後、2分間の注文受付時間を経て、午前11時2分に板寄せ方式による取引を行います。 (b) 午後立会 <ul style="list-style-type: none"> イ 午後0時30分に板寄せ方式による取引を行い、午後3時までザラバ方式による取引を継続します。 ロ その後、2分間の注文受付時間を経て、午後3時2分に板寄せ方式による取引を行います。 (c) イブニング・セッション <ul style="list-style-type: none"> イ 午後3時30分に板寄せ方式による取引を行い、午後6時までザラバ方式による取引を継続します。 ロ その後、2分間の注文受付時間を経て、午後6時2分に板寄せ方式による取引を行います。 b 指数先物取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前立会 <ul style="list-style-type: none"> イ 午前9時に板寄せ方式による取引を行い、午前11時までザラバ方式による取引を継続します。 ロ その後、5分間の注文受付時間を経て、午前11時5分に板寄せ方式に 	<ul style="list-style-type: none"> • 個別商品の商品性、取引制度について、本要綱に記載がない箇所については、現行どおりです。 • 中期国債標準物と長期国債標準物の商品間スプレッド取引の導入に伴い中期国債標準物の立会開始時間を1分程度前倒しする可能性があります。 • 国債証券先物取引の立会時間の見直しに伴い、国債証券先物オプション取引の午前立会開始時間についても、午前8時45分とします。ただし、午前立会終了時間、午後立会及びイブニング・セッションの立会時間は、現行どおりです。 • 指数オプション取引及び有価証券オプション取引の立会時間は、現行どおりです。

項目	内容	備考
(2) 呼値の種類	<p>よる取引を行います。</p> <p>(b) 午後立会</p> <p>イ 午後0時30分に板寄せ方式による取引を行い、午後3時10分までザラバ方式による取引を継続します。</p> <p>ロ その後、5分間の注文受付時間を経て、午後3時15分に板寄せ方式による取引を行います。</p> <p>(c) イブニング・セッション</p> <p>イ 午後4時30分に板寄せ方式による取引を行い、午後7時までザラバ方式による取引を継続します。</p> <p>ロ その後、5分間の注文受付時間を経て、午後7時5分に板寄せ方式による取引を行います。</p> <p>・ 取引参加者は次に掲げる方法により呼値を行うことができることとします。</p> <p>a 指値呼値 値段の限度を指定する呼値で、指定した値段又はそれよりも有利な値段で約定します。</p> <p>b 成行呼値 値段の限度を指定しない呼値で、最良の売呼値又は買呼値と順次約定しま</p>	<p>・ 呼値には別表1に掲げる呼値条件を付すことができます。</p> <p>・ オプション取引において現在採用されている「寄付呼値」については、先物取引のT d e x +システム移行後から、先物取引だけでなくオプション取引についても利用できなくなります。</p> <p>・ 現行と同様。</p> <p>・ 配当指数先物取引においては、現</p>

項目	内容	備考
(3) 呼値の効力	<p>す。</p> <p>なお、板寄せ方式による取引の取引開始前の注文受付時間帯には成行呼値を行うことはできません。また、成行呼値が行われた際に、呼値可能値幅内に対当する呼値がない場合には、当該成行呼値は失効します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値は、当日の午後立会終了後又はイブニング・セッション終了後に効力を失うものとします。 ・ ただし、呼値を行う際に呼値条件を付した場合には、その条件に従うものとします。 	<p>行どおり成行呼値を行うことはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値可能値幅は（6）を参照。 ・ 呼値条件は、別表1を参照。
(4) 取引契約締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会市場における取引は、次の呼値の優先順位に従って、個別競争取引により行います。（ザラバ方式による取引） ・ 低い値段の売呼値は高い値段の売呼値に常に優先し、高い値段の買呼値は低い値段の買呼値に常に優先します。（いわゆる価格優先の原則） ・ 同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先します。（いわゆる時間優先の原則） ・ 立会開始時間前に受け付けた呼値についても、受け付けた時間の先後により、時間優先の原則が適用されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会開始時間の到来時及び立会終了時間の到来時等の取引契約締結方法は（5）を参照。 ・ 左記の原則は、自己・委託・マーケットメイカーなど呼値を行う者の属性にかかわらず、すべて同様に適用されます。 ・ 立会開始時間前に受け付けた呼値をすべて同時刻に受け付けたものとみなすいわゆる同時呼値の取扱いはありません。
(5) 立会開始時等の取引契約締結方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会開始時間が到来したとき（立会時間中において取引停止及び一時中断等が行われた後の取引再開時間が到来したときを含む。）及び立会終了時間が到来したときにおいては、売呼値（当該銘柄に対して発注された指値呼値に限る。）の競合、買呼値（当該銘柄に対して発注された指値呼値に限る。）の競合、売 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる板寄せ方式となりますが、約定値段の決定方法は、現行と異なります。 ・ ストラテジー取引における左記

項目	内容	備考
(6) 呼値可能値幅	<p>呼値及び買呼値の争合により、取引開始又は取引終了の各々の時点ですべての売呼値及び買呼値の状況に応じて次に定める数値を約定値段とし、呼値の優先順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させます。(板寄せ方式による取引)</p> <p>a すべての売呼値及び買呼値について取引が成立する場合 すべての売呼値の値段のうち最も高い値段と、すべての買呼値のうち最も低い値段の平均値</p> <p>b すべての買呼値について取引が成立するが一部の売呼値については取引が成立しない場合 取引が成立する売呼値の値段のうち最も高い値段</p> <p>c すべての売呼値について取引が成立するが一部の買呼値については取引が成立しない場合 取引が成立する買呼値の値段のうち最も低い値段</p> <p>d 売呼値及び買呼値双方に残数量が発生する場合 次の(a)及び(b)に掲げる値段の平均値 (a) 取引が成立する買呼値の値段のうち最も低い値段と、取引が成立しない売呼値のうち最も低い値段とを比較して低い方の値段 (b) 取引が成立する売呼値の値段のうち最も高い値段と、取引が成立しない買呼値のうち最も高い値段とを比較して高い方の値段</p> <ul style="list-style-type: none"> 立会開始時間の到来時において上記方法により約定が成立しなかった場合においても、以降の取引は(4)に記載の方法により行われます。 先物取引について、各限月取引の参照値段から一定値幅(以下「呼値可能値幅」といいます。)を上回る値段における買呼値及び一定値幅を下回る値段における売呼値を、受け付けないものとします。 	<p>の板寄せ方式による取引は、立会開始時間の到来時のみ行い、立会終了時間の到来時には行いません。なお、ストラテジー取引は3を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の平均値が呼値の単位の整数倍の数値とならない場合においては、当該平均値が正の場合には当該平均値より低い数値のうち最も高い呼値の整数倍の数値とし、当該平均値が負の場合には当該平均値より高い数値のうち最も低い呼値の整数倍の数値とします。 本制度の導入に伴い特別気配の表示を行わないこととします。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> • 呼値可能値幅の参照値段は、限月取引の区分に応じて次のとおりとします。ただし、当取引所が次に掲げる参照値段が適当でないとする場合は、当取引所がその都度定めることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 中心限月取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前立会開始前の注文受付時間帯 <ul style="list-style-type: none"> 前日の清算値段（指数先物取引については、「清算指数」と読み替えます。以下において同じ。） (b) その他の時間帯 <ul style="list-style-type: none"> 直近の約定値段及び最優先呼値等から当取引所が算出する値段 b その他の限月取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前立会開始前の注文受付時間帯 <ul style="list-style-type: none"> 前日の清算値段 (b) その他の時間帯 <ul style="list-style-type: none"> イ 国債証券先物取引 <ul style="list-style-type: none"> 中心限月の参照値段から当該限月取引と中心限月取引との間の約定スプレッド値段及び理論スプレッド値段を勘案して当取引所が定める値を減じた値段 ロ 指数先物取引 <ul style="list-style-type: none"> 中心限月の参照値段に当該限月取引と中心限月取引との間の約定スプレッド値段及び理論スプレッド値段を勘案して当取引所が定める値を加えた値段 • 呼値可能値幅は、先物取引の種類ごとに次のとおりとします。ただし、当取引所は、市況等を勘案し、当取引所が必要とする場合には全部又は一部の銘柄の呼値可能値幅を変更することができるものとします。 	

項目	内容	備考
	<p>a 国債証券先物取引</p> <p>(a) 中期国債標準物及び長期国債標準物</p> <p>イ 各立会開始前の注文受付時間帯 上下1円とします。</p> <p>ロ 各立会時間帯 上下20銭とします。</p> <p>(b) 超長期国債標準物</p> <p>イ 各立会開始前の注文受付時間帯 上下1円50銭とします。</p> <p>ロ 各立会時間帯 上下20銭とします。</p> <p>b 指数先物取引</p> <p>(a) 東証株価指数、S&P/TOPIX150、TOPIX Core30、東証電気機器株価指数、東証輸送用機器株価指数、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数を対象とする指数先物取引については、中心限月取引（流動性が最も高いものとして株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が定める限月取引をいいます。以下において同じ。）の基準値段の区分に従って次のとおりとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各立会開始前の注文受付時間帯における呼値可能値幅は、呼値の制限値幅と同一値幅となります（以下において同じ。）。なお、呼値の制限値幅は（7）を参照。 ・ 左記の各立会時間帯とは、立会開始時からザラバ取引終了までの立会時間帯及びザラバ取引終了後の注文受付時間帯から立会終了時までをいいます（以下において同じ。）。 ・ 呼値可能値幅のテーブルの水準は、当日の中心限月取引の基準値段とすることから、原則、同一営業日内で呼値可能値幅が変更されることはありません。 ・ 中心限月取引の基準値段は（7）

項目	内容	備考																																				
	<p>イ 各立会開始前の注文受付時間帯</p> <table border="1" data-bbox="564 242 1440 740"> <thead> <tr> <th>中心限月取引の基準値段</th> <th>呼値可能値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750 ポイント未満</td> <td>上下 50 ポイント</td> </tr> <tr> <td>750 ポイント以上 1,000 ポイント未満</td> <td>上下 75 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満</td> <td>上下 100 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満</td> <td>上下 150 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満</td> <td>上下 200 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満</td> <td>上下 250 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満</td> <td>上下 300 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満</td> <td>上下 350 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,750 ポイント以上</td> <td>上下 400 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 各立会時間帯</p> <table border="1" data-bbox="564 790 1440 1185"> <thead> <tr> <th>中心限月取引の基準値段</th> <th>呼値可能値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,250 ポイント未満</td> <td>上下 10 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満</td> <td>上下 15 ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満</td> <td>上下 20 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満</td> <td>上下 25 ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満</td> <td>上下 30 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満</td> <td>上下 35 ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,750 ポイント以上</td> <td>上下 40 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 配当指数先物取引</p> <p>イ 日経平均・配当指数</p> <p>(イ) 各立会開始前の注文受付時間帯 上下50円とします。</p> <p>(ロ) 各立会時間帯</p>	中心限月取引の基準値段	呼値可能値幅	750 ポイント未満	上下 50 ポイント	750 ポイント以上 1,000 ポイント未満	上下 75 ポイント	1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満	上下 100 ポイント	1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	上下 150 ポイント	1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	上下 200 ポイント	2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	上下 250 ポイント	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	上下 300 ポイント	3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	上下 350 ポイント	3,750 ポイント以上	上下 400 ポイント	中心限月取引の基準値段	呼値可能値幅	1,250 ポイント未満	上下 10 ポイント	1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	上下 15 ポイント	1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	上下 20 ポイント	2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	上下 25 ポイント	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	上下 30 ポイント	3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	上下 35 ポイント	3,750 ポイント以上	上下 40 ポイント	を参照。
中心限月取引の基準値段	呼値可能値幅																																					
750 ポイント未満	上下 50 ポイント																																					
750 ポイント以上 1,000 ポイント未満	上下 75 ポイント																																					
1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満	上下 100 ポイント																																					
1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	上下 150 ポイント																																					
1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	上下 200 ポイント																																					
2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	上下 250 ポイント																																					
2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	上下 300 ポイント																																					
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	上下 350 ポイント																																					
3,750 ポイント以上	上下 400 ポイント																																					
中心限月取引の基準値段	呼値可能値幅																																					
1,250 ポイント未満	上下 10 ポイント																																					
1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	上下 15 ポイント																																					
1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	上下 20 ポイント																																					
2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	上下 25 ポイント																																					
2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	上下 30 ポイント																																					
3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	上下 35 ポイント																																					
3,750 ポイント以上	上下 40 ポイント																																					

項目	内容	備考
(7) 呼値の制限値幅	<p>上下10円とします。</p> <p>ロ TOPIX 配当指数及びTOPIX Core30 配当指数</p> <p>(イ) 各立会開始前の注文受付時間帯 上下5ポイントとします。</p> <p>(ロ) 各立会時間帯 上下1ポイントとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引について、各限月取引の基準値段から当取引所が定める一定値幅（以下「呼値の制限値幅」といいます。）を下回る値段による売呼値又は当該値幅の限度を上回る買呼値を行うことができないこととします。 ・ 先物取引における呼値の制限値幅の基準値段は、立会区分に従って次のとおりとします。ただし、当取引所が次に掲げる基準値段が適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定めることとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 午前立会及び午後立会 前取引日の当該限月取引の清算値段とします。 b イブニング・セッション 当日の午前立会及び午後立会における呼値の制限値幅の基準値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のイブニング・セッションにおける呼値の制限値幅の基準値段は、午後立会終了後に算出された清算値段に更新されていますが、Tdex+システム移行後は、イブニング・セッションにおいても当日の午前立会及び午後

項目	内容	備考																				
	<p>・ 呼値の制限値幅は、先物取引の種類ごとに次のとおりとします。ただし、当取引所は、市況等を勘案し、当取引所が必要と認める場合には全部又は一部の限月取引について呼値の制限値幅を変更することができるものとします。</p> <p>a 国債証券先物取引</p> <p>(a) 中期国債標準物及び長期国債標準物 上下1円とします。</p> <p>(b) 超長期国債標準物 上下1円50銭とします。</p> <p>b 指数先物取引</p> <p>東証株価指数、S&P/TOPIX150、TOPIX Core30、東証電気機器株価指数、東証輸送用機器株価指数、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数を対象とする指数先物取引については、中心限月取引の基準値段の区分に従って次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="562 919 1440 1414"> <thead> <tr> <th>中心限月取引の基準値段</th> <th>呼値の制限値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750ポイント未満</td> <td>上下 50ポイント</td> </tr> <tr> <td>750ポイント以上 1,000ポイント未満</td> <td>上下 75ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000ポイント以上 1,250ポイント未満</td> <td>上下 100ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,250ポイント以上 1,750ポイント未満</td> <td>上下 150ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,750ポイント以上 2,250ポイント未満</td> <td>上下 200ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,250ポイント以上 2,750ポイント未満</td> <td>上下 250ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,750ポイント以上 3,250ポイント未満</td> <td>上下 300ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,250ポイント以上 3,750ポイント未満</td> <td>上下 350ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,750ポイント以上</td> <td>上下 400ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	中心限月取引の基準値段	呼値の制限値幅	750ポイント未満	上下 50ポイント	750ポイント以上 1,000ポイント未満	上下 75ポイント	1,000ポイント以上 1,250ポイント未満	上下 100ポイント	1,250ポイント以上 1,750ポイント未満	上下 150ポイント	1,750ポイント以上 2,250ポイント未満	上下 200ポイント	2,250ポイント以上 2,750ポイント未満	上下 250ポイント	2,750ポイント以上 3,250ポイント未満	上下 300ポイント	3,250ポイント以上 3,750ポイント未満	上下 350ポイント	3,750ポイント以上	上下 400ポイント	<p>立会の呼値の基準値段を継続して採用します。</p> <p>・ 配当指数先物取引については、現行どおり呼値の制限値幅を設けないこととします。</p>
中心限月取引の基準値段	呼値の制限値幅																					
750ポイント未満	上下 50ポイント																					
750ポイント以上 1,000ポイント未満	上下 75ポイント																					
1,000ポイント以上 1,250ポイント未満	上下 100ポイント																					
1,250ポイント以上 1,750ポイント未満	上下 150ポイント																					
1,750ポイント以上 2,250ポイント未満	上下 200ポイント																					
2,250ポイント以上 2,750ポイント未満	上下 250ポイント																					
2,750ポイント以上 3,250ポイント未満	上下 300ポイント																					
3,250ポイント以上 3,750ポイント未満	上下 350ポイント																					
3,750ポイント以上	上下 400ポイント																					

項目	内容	備考
<p>(8) 取引の一時中断措置 (サーキット・ブレーカー制度)及び呼値の制限値幅の拡大措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、一の標準物又は株価指数を対象とした先物取引（ミニ取引を除きます。以下において同じ。）の中心限月取引において、次に掲げる発動基準のいずれかに該当した場合には、中心限月取引のみならず他の限月取引も併せたすべての限月取引において速やかに当取引所が定める時間を経過するまでの間、取引を一時中断することとします。ただし、当取引所が定める場合には、取引の一時中断を行わないこととします。 ・ 取引の一時中断に係る発動基準は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限又は下限で取引が成立した場合 b 中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限に買呼値又は下限に売呼値が提示されてから5分間継続して、売呼値又は買呼値が提示されず取引が成立しない場合 ・ 当取引所が定める中断時間については、発動基準の区分に従って次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 前に掲げる発動基準 a に該当して取引を一時中断する場合は、15分間とします。 b 前に掲げる発動基準 b に該当して取引を一時中断する場合は、10分間とします。 ・ 当取引所は、前に掲げる取引の一時停止に係る発動基準に該当した場合は、中心限月取引のみならず他の限月取引も併せたすべての限月取引の呼値の制限値幅をイブニング・セッションが終了するまでの間、先物取引の種類ごとに次のとおり段階的に拡大することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 国債証券先物取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 第一段階 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当指数先物取引については、現行どおり取引の一時中断措置は行いません。 ・ 先物取引が一時中断された場合には、現行どおり当該時間帯において原資産を同一とするオプション取引も併せてすべて一時中断することとします。

項目	内容	備考																				
	<p>イ 中期国債標準物及び長期国債標準物 上下2円とします。</p> <p>ロ 超長期国債標準物 上下3円とします。</p> <p>(b) 第二段階</p> <p>イ 中期国債標準物及び長期国債標準物 上下3円とします。</p> <p>ロ 超長期国債標準物 上下4円50銭とします。</p> <p>b 指数先物取引 東証株価指数、S&P/TOPIX150、TOPIX Core30、東証電気機器株価指数、東証輸送用機器株価指数、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数を対象とする指数先物取引については、中心限月取引の基準値段の区分に従って次のとおりとします。</p> <p>(a) 第一段階</p> <table border="1" data-bbox="562 919 1440 1412"> <thead> <tr> <th>中心限月取引の基準値段</th> <th>呼値の制限値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>750ポイント未満</td> <td>上下 75ポイント</td> </tr> <tr> <td>750ポイント以上 1,000ポイント未満</td> <td>上下 110ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000ポイント以上 1,250ポイント未満</td> <td>上下 150ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,250ポイント以上 1,750ポイント未満</td> <td>上下 225ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,750ポイント以上 2,250ポイント未満</td> <td>上下 300ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,250ポイント以上 2,750ポイント未満</td> <td>上下 375ポイント</td> </tr> <tr> <td>2,750ポイント以上 3,250ポイント未満</td> <td>上下 450ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,250ポイント以上 3,750ポイント未満</td> <td>上下 525ポイント</td> </tr> <tr> <td>3,750ポイント以上</td> <td>上下 600ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	中心限月取引の基準値段	呼値の制限値幅	750ポイント未満	上下 75ポイント	750ポイント以上 1,000ポイント未満	上下 110ポイント	1,000ポイント以上 1,250ポイント未満	上下 150ポイント	1,250ポイント以上 1,750ポイント未満	上下 225ポイント	1,750ポイント以上 2,250ポイント未満	上下 300ポイント	2,250ポイント以上 2,750ポイント未満	上下 375ポイント	2,750ポイント以上 3,250ポイント未満	上下 450ポイント	3,250ポイント以上 3,750ポイント未満	上下 525ポイント	3,750ポイント以上	上下 600ポイント	
中心限月取引の基準値段	呼値の制限値幅																					
750ポイント未満	上下 75ポイント																					
750ポイント以上 1,000ポイント未満	上下 110ポイント																					
1,000ポイント以上 1,250ポイント未満	上下 150ポイント																					
1,250ポイント以上 1,750ポイント未満	上下 225ポイント																					
1,750ポイント以上 2,250ポイント未満	上下 300ポイント																					
2,250ポイント以上 2,750ポイント未満	上下 375ポイント																					
2,750ポイント以上 3,250ポイント未満	上下 450ポイント																					
3,250ポイント以上 3,750ポイント未満	上下 525ポイント																					
3,750ポイント以上	上下 600ポイント																					

項目	内容	備考																				
<p>(9) リクエスト・フォー・クォート</p>	<p>(b) 第二段階</p> <table border="1" data-bbox="564 244 1440 740"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 244 1144 295">中心限月取引の基準値段</th> <th data-bbox="1144 244 1440 295">呼値の制限値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 295 1144 346">750 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 295 1440 346">上下 100 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 346 1144 397">750 ポイント以上 1,000 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 346 1440 397">上下 150 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 397 1144 448">1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 397 1440 448">上下 200 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 448 1144 499">1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 448 1440 499">上下 300 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 499 1144 550">1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 499 1440 550">上下 400 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 550 1144 601">2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 550 1440 601">上下 500 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 601 1144 652">2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 601 1440 652">上下 600 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 652 1144 703">3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満</td> <td data-bbox="1144 652 1440 703">上下 700 ポイント</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 703 1144 740">3,750 ポイント以上</td> <td data-bbox="1144 703 1440 740">上下 800 ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所が定める取引の一時中断を行わない場合とは、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 前に掲げる発動基準に該当したことにより取引を一時中断したことに伴い前に掲げる呼値の制限値幅の第二段階まで呼値の制限値幅を拡大した後、イブニング・セッション終了時までの間に再度発動基準に該当した場合 b 国債証券先物取引において、午後2時35分から午後立会終了時間まで又は午後5時35分からイブニング・セッション終了時までの間に、前に掲げる発動基準に該当した場合 c 指数先物取引において、午後2時45分から午後立会終了時間まで又は午後6時35分からイブニング・セッション終了時までの間に、前に掲げる発動基準に該当した場合 ・ 取引参加者は、取引を行おうとする銘柄において呼値の状況が十分でない場合には、他の取引参加者に当該銘柄について呼値の提示を求める旨の意思表示をすること（以下「リクエスト・フォー・クォート」といいます。）ができます。 	中心限月取引の基準値段	呼値の制限値幅	750 ポイント未満	上下 100 ポイント	750 ポイント以上 1,000 ポイント未満	上下 150 ポイント	1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満	上下 200 ポイント	1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	上下 300 ポイント	1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	上下 400 ポイント	2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	上下 500 ポイント	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	上下 600 ポイント	3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	上下 700 ポイント	3,750 ポイント以上	上下 800 ポイント	
	中心限月取引の基準値段	呼値の制限値幅																				
	750 ポイント未満	上下 100 ポイント																				
	750 ポイント以上 1,000 ポイント未満	上下 150 ポイント																				
	1,000 ポイント以上 1,250 ポイント未満	上下 200 ポイント																				
	1,250 ポイント以上 1,750 ポイント未満	上下 300 ポイント																				
	1,750 ポイント以上 2,250 ポイント未満	上下 400 ポイント																				
	2,250 ポイント以上 2,750 ポイント未満	上下 500 ポイント																				
	2,750 ポイント以上 3,250 ポイント未満	上下 600 ポイント																				
	3,250 ポイント以上 3,750 ポイント未満	上下 700 ポイント																				
3,750 ポイント以上	上下 800 ポイント																					

項目	内容	備考
<p>3. ストラテジー取引</p> <p>(1) 呼値の方法</p> <p>(2) インプライドイン機能</p> <p>(3) インプライドアウト機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当取引所は、取引の成立を促進させるために必要があると認めるときは、その状況を取引参加者に周知させることができることとします。 • 当取引所は、リクエスト・フォー・クォートを行わせることが適当でないと認める場合は、リクエスト・フォー・クォートの提示を停止することができます。 • 取引参加者は、すべての先物取引の種類について、ストラテジー取引を行うことができることとします。 • 取引参加者は、ストラテジー取引を行う場合には、当取引所が定めるストラテジー取引の値段の算出方法に基づき得た値段により、呼値を行うものとします。 • 当取引所は、取引参加者が行った呼値の約定確率を高めるため、当取引所が計算するところにより、取引システムに入力された先物取引の呼値を組み合わせることによって、ストラテジー取引の呼値を発生させます。 • 当取引所は、取引参加者が行った呼値の約定確率を高めるため、当取引所が計算するところにより、取引システムに入力されたストラテジー取引の呼値か 	<ul style="list-style-type: none"> • ストラテジー取引とは、当取引所が定めるストラテジー取引の種類ごとの組み合わせに基づき、複数銘柄の売付け又は買付けを同時に成立させる取引です。 • 限月間スプレッド取引は、ストラテジー取引の一部として取り扱われます。 • ストラテジー取引の種類については、別表2を参照。 • ストラテジー取引の値段の算出方法については、別表2を参照。 • インプライド機能により呼値が発生するストラテジー取引の種類については、別表2を参照。

項目	内容	備考
<p>4. マーケットメイカー制度の導入</p> <p>(1) マーケットメイカーの指定</p> <p>(2) マーケットメイカーの役割</p> <p>(3) マーケットメイカーに対する優遇措置</p>	<p>ら、当該ストラテジー取引の対象となる先物取引の呼値を発生させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先物取引における円滑な価格形成と取引の促進を図り、投資者に対し常時取引が行える環境を提供するため、マーケットメイカー制度を導入します。 ・ 当取引所先物市場におけるマーケットメイカー制度は、立会取引の中で、複数のマーケットメイカーが恒常的に売呼値及び買呼値を提示し、他の呼値も含めた個別競争取引により取引を成立させていくものです。 ・ 取引参加者は、マーケットメイカー資格の取得を希望する場合には、対象銘柄等を指定し、当取引所に対して申請を行うものとします。 ・ 当取引所は、取引参加者による申請を受けた場合、過去の取引実績等を勘案し適当であると認める場合に、マーケットメイカーの資格を付与し、当該取引参加者がマーケットメイカーとして呼値を行う銘柄等を指定します。 ・ 当取引所は、当取引所が定めるところにより、マーケットメイカー資格を取消することができるものとします。 ・ マーケットメイカーは、自らのマーケットメイク対象銘柄について、恒常的に売呼値及び買呼値を提示し、流動性を提供する役割を担います。 ・ マーケットメイカーは、リクエスト・フォー・クォートへの応答をすべきものとして自らが指定を受けた銘柄について、リクエスト・フォー・クォートが提示された場合には、それに応じる呼値を提示する役割を担います。 ・ 当取引所は、マーケットメイカーが標準的な期待役割を充足していた時間その他呼値の提示状況に応じて、当該マーケットメイカーのマーケットメイク取引に係る取引料について、割引を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、呼値提示対象銘柄数、スプレッド幅、呼値における数量等に関して、マーケットメイカーが果たすべき標準的な期待役割を別途定めます。 ・ 取引料割引は、マーケットメイカーによる流動性供給の対価として行うものです。

項目	内容	備考
<p>5. T o S T N e T取引に係る取引制度の一部見直し</p> <p>(1) 取引の方法</p> <p>(2) 取引時間</p> <p>(3) T o S T N e T取引の基準値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、派生売買システムにおいて行われている先物取引に係るT o S T N e T取引は、T d e x +システムにて行います。 ・ 先物取引に係るT o S T N e T取引の取引時間は、先物取引の種類ごとに次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 国債証券先物取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前8時20分から午後3時15分までとします。 (b) 午後3時30分から午後6時20分までとします。 b 指数先物取引 <ul style="list-style-type: none"> (a) 午前8時20分から午後4時までとします。 (b) 午後4時30分から午後7時10分までとします。 ・ 先物取引に係るT o S T N e T取引の基準値段は、各限月取引の参照値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引料割引に係る算式については別途定めます。 ・ T o S T N e T取引においては、ストラテジー取引は行いません。 ・ 国債証券先物取引の取引時間の見直しに伴い、国債証券先物オプション取引の取引時間についても、午前8時20分から午後3時15分まで及び午後3時30分から午後6時20分までとします。 ・ 現行と同様。 ・ 各限月取引の参照値段は、2.(6)を参照。 ・ 国債証券先物T o S T N e T取

項目	内容	備考
Ⅲ. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年秋ごろを目処とします。 	<p>引の基準値段の変更に伴い、国債証券先物オプションTOSTNet取引の基準値段で定める権利行使対象先物限月取引の値段も当該限月取引の参照値段とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> TOSTNet取引を行える値段の範囲は、現行どおりです。 配当指数先物取引を除く指数先物取引については、現行どおりVWAP取引は可能です。

以上

別表1 呼値条件の種類

(1) 呼値に付加できる条件の内容

呼値に付加できる条件の種類		条件の内容
数量執行条件	C V (全量執行条件)	<ul style="list-style-type: none"> 呼値に係る全数量が直ちに約定しない場合には当該呼値は効力を失うとする条件
	I C (残数量取消し条件)	<ul style="list-style-type: none"> 呼値に係る数量が一切約定しない場合には当該呼値は効力を失い、一部が約定する場合には一部約定後の残数量が取消されるという条件
	M V (指定数量以上約定条件)	<ul style="list-style-type: none"> 呼値に係る数量のうち任意に指定した数量以上が直ちに約定しない場合には当該呼値は効力を失うとする条件 呼値が有効となった場合の取引成立後の残数量も有効とされる。
有効期限条件	G T C (有効期限指定条件)	<ul style="list-style-type: none"> 指定した営業日 (営業日を指定しない場合には発注した銘柄の取引最終日) の取引時間終了時まで効力を有効とする条件

(2) 利用可能な呼値条件

呼値の種類	数量執行条件			有効期限条件
	C V (全量執行条件)	I C (残数量取消条件)	M V (指定数量以上約定条件)	G T C (有効期限指定条件)
指値呼値	○	○	○	○
成行呼値	○	○	○	—

別表2 ストラテジー取引の種類

ストラテジー取引の種類	ストラテジー呼値の買付けにより成立する取引	インプライド イン	インプライド アウト	ストラテジー値段
限月間スプレッド取引 (ボンド系) ※1	期近限月の買い付け、期先限月の売り付けがそれぞれ1単位成立する取引	○	○	期近限月の値段 －期先限月の値段
限月間スプレッド取引 (エクイティ系) ※2	期近限月の売り付け、期先限月の買い付けがそれぞれ1単位成立する取引 ただし、当該ストラテジー取引の呼値の単位は、個別銘柄の立会取引又は他のストラテジー取引の呼値の単位よりも小さい	○	○	期先限月の値段 －期近限月の値段
商品間スプレッド取引※3	特定の商品の任意の限月の買い付け、異なる商品の同一限月の売り付けがそれぞれ1単位成立する取引	○	○	任意の商品の任意の限月の値段 －異なる商品の同一限月の値段

※1 限月間スプレッド取引（ボンド系）については、国債証券先物取引のみ取引を可能とする予定です。

※2 限月間スプレッド取引（エクイティ系）については、指数先物取引のみ取引を可能とする予定です。

※3 商品間スプレッド取引については、稼働当初は中期国債標準物と長期国債標準物の商品間スプレッド取引のみ取引を可能とする予定です。